



氏名	稲井孝之
事務所	稲井孝之法律事務所
住所	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-30 アルス市ヶ谷4階401号室
電話	03-3239-4257
FAX	03-3239-0268

主な経歴

昭和43年3月 早稲田大学第一法学部卒業
昭和46年4月 弁護士登録(東京弁護士会)
平成6年1月 東京地方裁判所鑑定委員 (現任)
平成10年4月 東京簡易裁判所民事調停委員 (現任)
平成16年2月 杉並区長より「地方自治振興功労」表彰
平成22年6月 公益財団法人日本調停協会連合会監事に就任 (現任)

自己紹介

弁護士登録から40年が経った。依頼者の利益擁護が主たる任務であるが、鑑定委員、調停委員の職務を兼務することにより、大所高所からの判断能力を陶冶してきた。

とはいえ、常に初心を忘れずに、研修会等に積極的に参加し、更なる研鑽を積む所存である。

あっせん人・仲裁人としてのコメント

当事者双方の言い分をよく聴いたうえ、争点を整理し、エヴィデンスの強弱を見極め、心証を形成して、着地点を定める。

経験ある分野・担当可能な分野

建築、借地・借家、不動産売買、相続・遺言、離婚、知財、交通事故、医療、学校、労働